

保 健

1. 年間の保健行事

- (1) 乳児健診 0 歳児 (毎月 1 回)
- (2) 内科健診 1～5 歳児 (年 2 回実施) 健診結果を配布します。
- (3) 身体測定 全園児 (毎月 15 日前後予定)
- (4) 歯科健診 全園児 (年 1 回実施) * 歯科健診欠席の場合は、後日個別受診となります。

2. 体調不良のご連絡について

- (1) 体温が 37.5 度以上の時→急に悪化する場合もあるので、状態をお知らせします。
- (2) 体温が 38.0 度以上の時→電話でご連絡いたしますので、至急お迎えになります。
- (3) 下痢や嘔吐がある時→熱がなくても状態によってはお迎えをお願いしています。
- (4) 伝染病の疑い、発疹がある時。目の充血は感染性角結膜炎も考えられますので、受診をしましょう。受診後、医師の判断での登園は可能です。
- (5) 顔色が悪く、食欲がない時にご連絡する場合があります。
- (6) 感染症の拡大を防ぐ為、①嘔吐が 24 時間以上ない ②普通便に戻ったことを確認 ③普段通りの食事が食べられるようになったことを確認してからの登園をお願いしています。
- (7) 受診の際、保育園に通っていることを医師に伝え、登園しても良いか確認をお願いします。
- (8) 転倒などで頭を打ったりした場合等は、急変することもありますので 24 時間は、ご家庭で過ごし様子をみましょう。
- (9) 解熱剤 (痛み止めを含む)・抗てんかん薬・吐き気止め等を使用したときは、24 時間は、ご家庭で過ごし様子をみましょう。

3. 園に報告をお願いします

- (1) 感染症にかかった時。(登園の際には、登園許可証または、登園届が必要となります。)
- (2) 予防接種を受けた時。(接種後、体調の変化が現われることがまれにあります。)
なお、予防接種を受けた当日は、体調が変化しやすい状態にありますので、ご家庭で過ごしましょう。
- (3) 喘息やアレルギーなどの病気や症状、怪我などの診断を受けた時。

4. 保育中のけが

- (1) 軽傷のけがは、園で応急処置をしますが、病院を受診をする場合は、保護者にすぐ連絡をいれ、医療機関を確認してから病院に行きます。
- (2) 保育園の管理下でおきたけがに係る給付事業を行っている「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。
- (3) センター請求の手続きは、医療点数が 500 点以上の場合になります。保護者には自己負担分 (2 割) を現金で立て替えていただき、後日、センターより自己負担分+センター給付分をお受け取りいただきます。

保育園における薬の取り扱いについて

1. 基本的な考え方について

- (1) 保育園は、医療機関ではないため、万が一の事故（誤薬や副作用）への対応ができないことから原則として薬をお預かりしておりません。薬はご家庭で対応していただけるよう、診察時にお子さまが保育園に通園していることを医師に伝えて、薬のことをご相談してください。
- (2) 処方薬がある場合は受診時に、「朝・夕」の1日2回に服用できる薬の選択が可能か確認してください。
また、3回服用と診断を受けた場合の登園日には、「朝・帰宅後（夕）・寝る前」の服用が可能かどうかの確認をお願いします。
- (3) 医師の判断により、お子さまが薬を服用することで、通常の生活を過ごすことができる場合や、病気の回復後に必要とされた薬を飲ませる時間が、保育時間内にかかる場合には、医師の処方箋に限り、保護者の方に代わって保育園でお子さまに与薬します。なお、与薬するのはあくまでも、他の園児たちとの集団生活が可能とされた園児についてであり、風邪などで発熱や下痢、嘔吐等明らかに具合が悪い症状のある場合は、お受けできません。

2. 保育園でのやむを得ない与薬申し込みについて

- (1) 保育園で、お子さまに薬を与えることが必要な場合は、看護師または職員にご相談ください。
- (2) やむを得ない依頼時は、病名や薬の内容等が把握できるよう、以下の①②③の3点を毎回そろえて、必ず職員に手渡しをして確認してください。3点がそろわない場合は、与薬ができません。
 - ①与薬依頼書（表裏必要事項の記入）
 - ②1回分の薬（水薬も1回量）・・薬包には必ず名前を1包ごとに明記
 - ③「薬剤情報提供書」
 - 「お薬手帳（手帳に貼っていないシールでも可）」
 - 「薬を処方された時の袋」のいずれか。
 - （名前・薬名・処方日・処方期間・内服のタイミングが記載）
- (3) 薬についてはお預かり後、必要に応じて、保護者の方に確認の為、ご連絡させていただく場合があります。
- (4) 服用済み薬の容器などは、お迎え時に毎回お返しします。
- (5) 症状が同じでも以前に処方された薬（処方指示期間が過ぎたもの）や市販薬、また座薬、解熱・鎮痛剤はお預かりできません。

感染症について

(1) 子どものかかりやすい病気

病名	潜伏期	感染経路	症状
赤痢 疫病	1～5 日	飲食物 手・指	発熱・腹痛・頻繁な下痢・粘血便
日本脳炎	2～7 日	接触・蚊（経皮）	高熱・頭痛
溶連菌感染症 （猩紅熱）	2～5 日	接触・飛沫	発熱・頭痛・咽頭痛などがあり、その後細かい発疹が出る。莓舌・口角炎がある。発疹の後皮膚がむける。腎炎をおこすことがある。
百日咳	7～14 日	接触・飛沫	日増しにひどくなる咳。10～20 回コンコンして最後にヒューヒューと息を吸う。先天免疫がなく、生後間もなくでもうつる。
ジフテリア	2～5 日	接触・器具・衣類	発熱・嘔吐。1～2 日目で咽頭に白い膜
麻疹（はしか）	9～14 日	接触・飛沫	発熱とともに咳・くしゃみ・鼻汁・目やに・結膜の充血がある。熱は 3～4 日続く。頬の内側にコプリック斑が見られる。感染力が非常に強い。
風疹 （三日ばしか）	14～21 日	接触・飛沫	発熱とともに発疹が出て、3～5 日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。
突発性発疹	10～21 日	接触・飛沫	突然高熱が 2～4 日続く。解熱に前後して細かい発疹が出て、2～3 日で消える。生後 4 カ月～1 歳までの赤ちゃんに多い。
水痘 （水ぼうそう）	14～21 日	接触・飛沫	発熱とともに発疹が水疱となり全身に広がる。頭にも出るのが特徴である。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	14～21 日	接触・飛沫	発熱・食欲不振・耳下腺が腫れて痛みがある。耳下腺の腫れは内側外側、さまざまである。
インフルエンザ	1～3 日	接触・飛沫	全身症状を伴う重い風邪。悪寒・高熱・頭痛・筋肉痛などがあり、全身がだるい。咳・のどの痛み・目の充血がある。
ヘルパンギーナ	3～5 日	接触・飛沫	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌・食欲不振。2～4 週間にわたり便からウィルスが出る。
プール熱 （咽頭結膜熱）	4～7 日	接触・飛沫	急に 38～40 度の熱が出る。咽頭炎・目やにが出て目の充血がひどい。
伝染性膿痂炎 （とびひ）	1～5 日	接触	虫刺され・湿疹などをかきこわして広がる。かゆみが強い。膿の感染力が強い。
手足口病	4～5 日	飛沫	手のひら・足の裏・口の中・膝肘・お尻などに楕円形の紅斑や水疱ができる。
りんご病 （伝染性紅斑）	7～14 日	飛沫	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。腕や太もも、お尻などにも発疹が広がる。

(2) 医師が記入した登園許可証が必要な感染症

人から人にうつる感染症は園生活において注意が必要です。感染症の種類やその出席停止期間の基準が定められています。

	病名	登園停止期間の基準
1	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで。
2	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
3	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
4	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
5	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
6	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。
7	結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで。
8	腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	感染力が極めて強いので、医師の判断において伝染のおそれなしと認めるまで。48時間あけて連続2回菌陰性が確認されること。
9	急性出血性結膜炎	感染力が極めて強いので結膜炎の症状が消失し、医師の判断において伝染のおそれなしと認められるまで。
10	流行性角結膜炎(はやり目)	
11	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで。

(3) 医師から登園可能と判断を受けた上で、保護者が記入した届が必要な感染症

集団生活をしている中では、非常に感染力の強いものです。園に報告をお願いします。

	病名	登園の基準
1	溶連菌感染症	抗菌剤内服後24時間を経過し、医師の判断による。
2	マイコプラズマ肺炎	症状(発熱や激しい咳)が改善し全身状態が良好。
3	手足口病	症状(発熱や口腔内の水疱・潰瘍)が改善し全身状態が良好(普段の食事が摂れること)
4	ヘルパンギーナ	
5	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好で、医師の判断による。
6	感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)	医師の診断がでるまで。(嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れること)
7	RSウイルス	症状(呼吸器)が改善し、全身状態が良好。
8	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
9	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良好
8	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、乳児から幼児については3日を経過するまで。

★家族に感染症が発症した場合も速やかにお知らせください。

★インフルエンザは、インフルエンザ専用の登園届が必要になります。

＊園での生活の中で感染症の流行を予防するために、血液・嘔吐物・糞尿などで汚染した衣類等は洗濯しないでお返しします。汚れた衣類を持ち帰るのは気持ちのよいものではありませんが、園児や保育者の健康を守る為には必要であることをご理解ください。厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」をもとに感染症対策を実施しております。